

仕 様 書

1. 業務名	①外国人向けパンフレット「大阪市国民健康保険のご案内」の翻訳業務
2. 履行期限	令和8年1月30日（金）
3. 担 当 納品場所	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 福祉局生活福祉部保険年金課保険グループ 福井 TEL：6208-7997 FAX：6202-4156
4. 業務内容	1 訳文は、制度説明に関するものであり、市民の利益に関するものであるため、正確でなければならない。原稿の文意については、必要に応じて随時、主管担当に確認しながら作業を進めること。 ※ 当該言語を母国語とする者による訳文の点検も行うこと。 2 外国語の原稿については、日本語原稿に基づき、7か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）に翻訳して作成すること。 3 2024年版の日本語原稿及び外国語原稿をデータ(Microsoft Word)で提供するので、2025年版日本語原稿のデータ(Microsoft Word)と比較し、変更箇所を翻訳すること。 ※ 日本語原稿において網掛け指定をした部分は、日本語標記とする。 （翻訳分は日本語表記部分の網掛けを外すこと。） ※ レイアウトは日本語原稿に一致させること。 ※ 前回成果品は担当にて閲覧可。 ※ ネパール語については、新規作成となるため、全文翻訳が必要。 4 令和8年1月16日（金）までに翻訳後の原稿を担当に提出し、指示があればそれに応じて履行期限までに修正し成果品を納品すること。 5 成果品をメール等（「Microsoft Word」及び「PDF」データ）にて納品すること。 具体的な納品方法については、契約後協議により決定することとする。
5. その他	1 その他疑義が生じた場合は、主管担当まで問い合わせ、その指示をうけること。 2 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく「特記仕様書」（別紙）を遵守すること。 3 大阪市暴力団排除条例に基づく「特記仕様書」（別紙）を遵守すること。 4 不適正な契約事案の再発防止対策における「特記仕様書」（別紙）を順守すること。 5 受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） 6 業務を他に委任し、又は請け負わせてはならない。 7 著作権は大阪市に帰属する。 8 仕様書に関し疑義がある場合は、見積書提出前に担当まで問い合わせて確認すること。

※「5. その他」は案件②～④についても同様であるため、案件②～④においては省略する。

1. 業務名	②外国人向けビラ「大阪府国民健康保険資格確認書の交付等のお知らせ」の翻訳業務
2. 履行期限	令和8年1月30日（金）
3. 担 当 納品場所	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 福祉局生活福祉部保険年金課保険グループ 日高 TEL：6208-7964 FAX：6202-4156
4. 業務内容	1 訳文は、制度説明に関するものであり、市民の利益に関するものであるため、正確でなければならない。原稿の文意については、必要に応じて随時、主管担当に確認しながら作業を進めること。 ※ 当該言語を母国語とする者による訳文の点検も行うこと。 2 外国語の原稿については、日本語原稿に基づき、7か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）に翻訳して作成すること。 ※ 日本語原稿において網掛け指定をした部分は、日本語標記とする。 （翻訳分は日本語表記部分の網掛けを外すこと。） ※ レイアウトは日本語原稿に一致させること。 4 令和8年1月16日（金）までに翻訳後の原稿を担当に提出し、指示があればそれに応じて履行期限までに修正し成果品を納品すること。 5 成果品をメール等（「Microsoft Word」及び「PDF」データ）にて納品すること。 具体的な納品方法については、契約後協議により決定することとする。

1. 業務名	③外国人向けビラ「国保賦課の軽減・減免・所得申告について」の翻訳業務
2. 履行期限	令和8年1月30日（金）
3. 担 当 納品場所	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 福祉局生活福祉部保険年金課保険グループ 山渕 TEL：6208-7965 FAX：6202-4156
4. 業務内容	1 訳文は、制度説明に関するものであり、市民の利益に関するものであるため、正確でなければならない。原稿の文意については、必要に応じて随時、主管担当に確認しながら作業を進めること。 ※ 当該言語を母国語とする者による訳文の点検も行うこと。 2 外国語の原稿については、日本語原稿に基づき、7か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）に翻訳して作成すること。 ※ レイアウトは日本語原稿に一致させること。 4 令和8年1月16日（金）までに翻訳後の原稿を担当に提出し、指示があればそれに応じて履行期限までに修正し成果品を納品すること。 5 成果品をメール等（「Microsoft Word」及び「PDF」データ）にて納品すること。具体的な納品方法については、契約後協議により決定することとする。

1. 業務名	④外国人向けビラ「後期高齢者医療所得申告書の提出について」の翻訳業務
2. 履行期限	令和8年1月30日（金）
3. 担 当 納品場所	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 福祉局生活福祉部保険年金課保険グループ 瀬尾 TEL：6208-7996 FAX：6202-4156
4. 業務内容	1 訳文は、制度説明に関するものであり、市民の利益に関するものであるため、正確でなければならない。原稿の文意については、必要に応じて随時、主管担当に確認しながら作業を進めること。 ※ 当該言語を母国語とする者による訳文の点検も行うこと。 2 外国語の原稿については、日本語原稿に基づき、7か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）に翻訳して作成すること。 ※ レイアウトは日本語原稿に一致させること。 4 令和8年1月16日（金）までに翻訳後の原稿を担当に提出し、指示があればそれに応じて履行期限までに修正し成果品を納品すること。 5 成果品をメール等（「Microsoft Word」及び「PDF」データ）にて納品すること。具体的な納品方法については、契約後協議により決定することとする。

大阪市国民健康保険のご案内

大阪市国民健康保険のご案内

[20245 年度版]

(20256 年 1 月 1 日現在)

大 阪 市

目 次

国民健康保険制度とは	1
国民健康保険の適用対象となる方	1
介護保険第2号被保険者となる方	2
後期高齢者医療制度	3
国民健康保険では次の手続きが必要です	3
「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方 70 歳から 74	
歳の方の自己負担割合について	5
「大阪府国民健康保険高齢受給者証」 70 歳から 74 歳の方の自己負	
担割合の判定について	5
次のような給付が受けられます	6
後期高齢者医療制度	9
保険料の計算方法	9
あなたの世帯の保険料（概算）	10
保険料のお支払い	11
保険料の減額	12
未就学のこどもに係る軽減	13
産前産後期間に係る軽減	13
非自発的失業者に係る軽減	13
保険料のお支払いが困難な場合	14
所得の申告	14
保険料の滞納が続いた場合	14
特定健診	15

特定保健指導	16
医療費の助成制度	17
国民健康保険料のための所得申告書	20

病気やケガをしたとき、だれもが安心して医療を受けられるように、日本に住む外国籍の方も、医療保険に加入することが定められています。

会社などに勤めている方は、勤務先の健康保険に加入し、それ以外の方は国民健康保険の被保険者となります。

くわしくは次項「国民健康保険の適用対象となる方」を参照してください。

◇ 「日米社会保障協定」（2005 年 10 月発効）により、アメリカ合衆国において適切な保険に加入していることを、アメリカ合衆国社会保険庁より証明された方は、国民健康保険から除外されますのでご注意ください。

なお、ベルギー王国（2007 年 1 月発効）、フランス共和国（2007 年 6 月発効）、オランダ王国（2009 年 3 月発効）、チェコ共和国（2009 年 6 月発効）、スイス連邦（2012 年 3 月発効）、ハンガリー（2014 年 1 月発効）、ルクセンブルク大公国（2017 年 8 月）とも同様の協定を結んでいます。

3 か月を超えて日本に滞在する方のうち、勤務先の健康保険に加入していない方は、次の 1～5 の時点でお住まいの市町村の国民健康保険の被保険者となります。

- 1 3 か月を超えて日本に滞在すると認められる方が住民基本台帳に登録された日
なお、3 か月を超えて日本に滞在すると認められる方とは、具体的には次のような方になります。
 - （1）決定された在留期間が 3 か月を超えている方
 - （2）決定された在留期間が 3 か月以下であっても、3 か月を超えて滞在すると認められる方（例えば、在留資格「興行」、在留期間「3 か月」でも、招へい機関との契約書等により 3 か月を超えて滞在することが証明される方）

◇ 次のような方は国民健康保険の被保険者から除外されます。

- ① 在留資格のない方
- ② 在留資格「短期滞在」「外交」の方
- ③ 在留資格「特定活動」のうち、指定書に記載された活動の内容が、

- ・「医療を受ける活動等」とされている方及び当該活動を行う者の日常生活上の世話をする方
- ・「観光、保養その他これらに類似する活動等」とされている方及び当該活動を行う者に同行する配偶者の方

2 在留資格の変更または在留期間の更新により、前記1（1）または（2）の要件に該当することとなった場合は、在留資格の変更または在留期間の更新の許可日

3 すでに国民健康保険の適用対象となっている方が、他の市町村へ居住地を変更した場合は、新居住地に移転した日

4 前記1（1）または（2）の要件に該当する方で、勤務先の健康保険に入っていたが、退職によりその健康保険をやめた場合は、退職日の翌日

5 国民健康保険の被保険者に日本で子どもが生まれた場合は、出生日

- ◇ 民間の保険会社が運営する医療保険や生命保険は、公的な保険制度ではありませんので、これらの保険に加入している場合でも国民健康保険の被保険者となります。
- ◇ 在留資格「公用」の方は、住民基本台帳への登録の必要はありませんが、前記1（1）または（2）に該当する場合は、国民健康保険の被保険者となります。

介護保険第2号被保険者となる方

保険 G

国民健康保険の被保険者で、40歳から64歳の方は、介護保険第2号被保険者となります。

この介護保険第2号被保険者がおられる世帯の保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料に介護分保険料をプラスして、1つの国民健康保険料としてお支払いいただきます。（計算式については、9頁を参照してください。）

後期高齢者医療制度

保険 G

~~3か月を超えて日本に滞在する方のうち、75歳以上の方（65歳以上で申請により一定の障がいがあると大阪府後期高齢者医療広域連合が認めた方を含む。）は、後期高齢者医療制度で医療給付等を受けることとなります。~~

~~国民健康保険の被保険者につきましても、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。対象となる方には、20256年7月までは「資格確認書」を、75歳の誕生日までにお送りします。20256年8月以降は、後期高齢者医療制度の「資格確認書」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方）か「資格情報のお知らせ」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方）を、75歳の誕生日までにお送りします。~~

給付の次の項目に移動

~~後期高齢者医療制度における保険料の決定・給付等の制度運営は、大阪府内すべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行い、大阪市では、保険料の収納業務のほか、各種申請や届出の受付などの窓口業務を区役所で行っています。~~

~~医療機関で受診した際の負担割合については、一般の方は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得の方は3割となっています。~~

~~保険料は、被保険者お一人おひとりにご負担いただく「被保険者均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」との2つの合計で構成されていて、個人ごとに決まります。~~

国民健康保険では次の手続きが必要です

保険 G

1 加入するとき

国民健康保険の適用対象となった場合は、14日以内にお住まいの区の区役所保険年金業務担当で加入手続きが必要です。手続きに必要なものは以下のとおりです。

【手続き時にお持ちいただくもの】

- 健康保険資格喪失証明書（勤務先の健康保険をやめたときに必要。やめた年月日をもとの保険者または事業主に証明してもらってください。用紙は区役所にもあります。）
- パスポート
- 在留カード等
- 指定書（在留資格「特定活動」の方のみ）

- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）
- キャッシュカードまたは通帳と通帳使用印（お持ちの方）
（お支払方法については、10 頁を参照してください。）

◇ 加入手続きが遅れた場合も、国民健康保険に加入しなければならなくなったときから保険料がかかるため、手続きが遅れた期間の保険料（最長2年間）もさかのぼってお支払いいただきます。

◇ 2024年12月2日以降、保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行したことに伴い、その有無により、『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）または『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）を交付します。

【『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）の交付】

保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちでない方が、本市の国民健康保険に加入される場合は、引き続き保険診療を受けられるよう、申請なしで『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）を交付します。

また、保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちの方でもマイナンバーカードでの受診が困難な事情がある場合は、申請により『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）を交付します。

【『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）の交付】

保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちの方が、本市の国民健康保険に加入される場合は、『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）を交付します。

保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードの読み取りができない医療機関等において、マイナンバーカードとともに提示することで受診することができます。

2 在留資格の変更または在留期間の更新をしたとき

『~~大阪府国民健康保険被保険者証~~』（大阪府国民健康保険被保険者証）→『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）は毎年10月31日、『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）は毎年7月31日を有効期限として交付していますが、有効期限より前に在留期間の満了日を迎える場合は、在留期間の満了日を有効期限としています。

在留資格の変更または在留期間の更新をした場合は、マイナ保険証をお持ちでない方等に新しい『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）を送付します。なお、70歳から74歳の方には、『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）を併せて送付します。

また、マイナ保険証をお持ちの 69 歳以下の方につきましては、『**資格情報のお知らせ**』（資格情報のお知らせ）の有効期限がありませんので引き続き大切に保管してください。

マイナ保険証をお持ちの 70 歳から 74 歳の方には、負担割合等を記載した『**資格情報のお知らせ**』（資格情報のお知らせ）を送付します。

在留資格の変更を行った場合で、在留期間が3か月以下となった場合は、お住まいの区の区役所での手続きが必要となります。**有効期限を変更した被保険者証等を受け取るための手続きが必要です。**手続きに必要なものは以下のとおりです。

【手続き時にお持ちいただくもの】

- 在留資格等に変更があった本人の**被保険者証等**『**大阪府国民健康保険資格確認書**』（大阪府国民健康保険資格確認書）、『**大阪府国民健康保険高齢受給者証**』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）（お持ちの方のみ）
- 在留カードやパスポートなど、新たな在留資格や在留期間が確認できる書類
- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

3 脱退の手続きが必要なとき

次のような場合は、14 日以内にお住まいの区の区役所で手続きが必要です。手続きの際に**被保険者証等**『**大阪府国民健康保険資格確認書**』（大阪府国民健康保険資格確認書）（お持ちの方のみ）をお返してください。

- （1）出国するとき（1年以内の再入国など一時的に出国する場合を除き、住民登録業務担当にて出国の手続きをしてください。）
- （2）大阪市外に居住地を変更するとき（住民登録業務担当にて転出の手続きをしてください。）
※大阪市内で居住地を変更した場合は、新しい居住地の区役所で手続きをしてください。
- （3）勤務先の健康保険に加入したとき（保険年金業務担当にて国民健康保険をやめる手続きをしてください。）

4—その他

~~2024 年 12 月 2 日以降、『大阪府国民健康保険被保険者証』が廃止されました。
【被保険者証に係る経過措置】~~

~~令和 6 年 12 月 1 日までに交付された被保険者証は、経過措置により有効期限が到来するまで有効です。~~

—【資格確認書の交付】—

被保険者証の廃止に伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方が、他の市町村からの転入等により本市の国民健康保険に加入される場合は、引き続き保険診療を受けられるよう、申請なしで資格確認書を交付します。

—【資格情報のお知らせ】—

被保険者証の廃止に伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方が、他の市町村からの転入等により本市の国民健康保険に加入される場合は、資格情報のお知らせを交付します。

保険証利用登録をされたマイナンバーカードの読み取りができない医療機関等において、マイナンバーカードとともに提示することで受診することができます。

保険 G

「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方 70 歳から 74 歳の方の自己負担割合について

70 歳から 74 歳の国民健康保険の被保険者については、所得等に応じて医療機関等での受診時における自己負担割合が決定されます。『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）をお持ちの方に、自己負担割合『2 割』（2 割）または『3 割』（3 割）を表示した『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）を交付します。

医療機関で受診される場合は、必ず被保険者証または資格確認書『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）と一緒にあわせて提示してください。また、70 歳から 74 歳の国民健康保険の被保険者の方で、保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちの方には、ご自身の情報を簡易に把握できるよう、自己負担割合『2 割』（2 割）または『3 割』（3 割）を表示した『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）を送付します。

保険 G

「大阪府国民健康保険高齢受給者証」70 歳から 74 歳の方の自己負担割合の判定について

同じ国民健康保険の世帯におられる 70 歳から 74 歳の方の中で、1 人でも課税所得（収入額から必要経費や各種控除を差し引いた所得）が 1,450,000 円以上（※1）の方がおられる場合は、その世帯の 70 歳から 74 歳の方全員の自己負担割合は「3 割」となります。

なお、自己負担割合が「3割」となった世帯についても、同じ国民健康保険世帯の70歳から74歳の方の基礎控除後の総所得金額等（総所得金額等から430,000円を差し引いた額）の合計金額が2,100,000円以下の場合は「2割」となります。

上記の所得による判定の結果、自己負担割合が「3割」となられた方のうち、次の方は原則、申請により自己負担割合が「2割」となりますので、前年中の収入額が確認できる書類（※2）を持って、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお越しください。

認定後、『2割』（2割）の負担割合を表示した新しい『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）または『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）を交付します。

- 同じ国民健康保険の世帯におられる70歳以上の方が1人の場合
 - その方の前年中（1月から12月）の収入額が3,830,000円未満
 - 特定同一世帯所属者（※3）を含めた前年中の収入の合計額が5,200,000円未満
- 同じ国民健康保険の世帯におられる70歳以上の方が2人以上の場合
 - その方たち全員の前年中の収入の合計額が5,200,000円未満

※1 202~~4~~3年12月31日時点で世帯主であり、2024年12月31日時点で同じ国民健康保険の世帯に2023年中の合計所得が38~~万~~0,000円以下の19歳未満の方がいる場合は、課税所得から次の金額を控除して判定を行います。

- ・ 16歳未満の人数×330,000円
- ・ 16歳以上19歳未満の人数×120,000円

（注）給与所得者については給与所得から10~~万~~0,000円を控除して算定した合計所得金額

※2 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、所得証明書等

※3 国民健康保険の被保険者で、後期高齢者医療制度に移行した後も引き続き同じ世帯に属する方

次のような給付が受けられます

給付 G

保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードや資格確認書等を提示すれば、かかった医療費の3割の自己負担で治療が受けられます。ただし、義務教育就学前の乳幼児は2割、70歳から74歳の方は2割（現役並み所得者は3割）です。

また、入院の場合は、食事代などの自己負担が別途必要です。ただし、市民税非課税世帯については、**申請により**軽減されます。

【療養費】

急病や旅行中のケガや、やむを得ない理由で保険証**としての**利用登録**がを**されたマイナンバーカードや資格確認書等を医療機関等に提示できず、医療費を全額自己負担した場合や、医師の指示により、治療に必要な装具をつけた時などに申請していただくと、保険負担分を支給します。

【高額療養費】

同じ月内に医療機関等で治療を受け、保険診療に係る自己負担金が「自己負担限度額」を超えたときに申請していただくと、その超えた額を支給します。

なお、医療機関等で高額な自己負担金の支払いが見込まれる場合、保険証**としての**利用登録**がを**されたマイナンバーカードや資格確認書等を医療機関等で提示することにより、医療機関等での自己負担金の支払いは「自己負担限度額」までとなります。

※保険証**としての**利用登録**がを**されたマイナンバーカードの読み取りができない医療機関等においては、あらかじめ「限度額適用認定証」の申請が必要となる場合があります。

※**1月2日以降に入国した方が、その年の**4月～7月に新規資格取得した場合は、前々年中（1月～12月）の日本国内で発生した収入の状況を申告していただく必要があります。（21 頁に所得申告書があります。）

【高額介護合算療養費】

同一世帯において、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の国民健康保険での自己負担額と介護保険の利用者負担金が「自己負担限度額」を超えたときに申請していただくと、その超えた額（※）を支給します。

※ ただし、500円を超えた場合に限りです。

【出産育児一時金】

被保険者が妊娠12週以上の出産（死産・流産の場合を含む）をしたときに、500,000円（※）を支給します。

また、出産費用を事前に準備する負担を軽減するため、出産育児一時金を大阪市国民健康保険から医療機関等へ直接お支払いする「出産育児一時金直接支払制度」を実施していますので、出産を予定している医療機関等にお申し出ください。

※ 日本国内の産科医療補償制度に加入している医療機関等で在胎週数22週以降に

出産したときの金額です。それ以外の場合は、488,000 円となります。

【葬祭費】

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方に 50,000 円を支給します。

- ◇ 療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費の支給を申請できる期間は、事実のあった発生したときから2年以内です。

- ◇ 交通事故などにあった場合

交通事故など第三者行為により負傷し、治療を受ける場合でも保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードや資格確認書等を使って診療を受けることができます。ただし、大阪市国民健康保険で給付した医療費などを、あとから加害者に請求し、損害を賠償してもらうことになりますので、必ずお住まいの区の区役所保険年金業務担当で手続きをしてください。

- ◇ 医療機関等の窓口での支払い（一部負担金）の減免制度について

災害や失業などの「特別の理由」で、一時的・臨時的に著しく収入が減るなどしたために、診療費（一部負担金）の支払いにお困りのときは、一部負担金の減免等ができる場合があります。お住まいの区の区役所保険年金業務担当にご相談ください。

後期高齢者医療制度

保険 G

3 か月を超えて日本に滞在する方のうち、75 歳以上の方（65 歳以上で申請により一定の障がいがあると大阪府後期高齢者医療広域連合が認めた方を含む。）は、後期高齢者医療制度で医療給付等を受けることとなります。

国民健康保険の被保険者につきましても、75 歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。対象となる方には、2025 年 7 月までは「資格確認書」を、75 歳の誕生日までにお送りします。2025 年 8 月以降は、後期高齢者医療制度の「資格確認書」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方）か「資格情報のお知らせ」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方）を、75 歳の誕生日までにお送りします。

後期高齢者医療制度における保険料の決定・給付等の制度運営は、大阪府内すべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行い、大阪市では、保険料の収納業務のほか、各種申請や届出の受付などの窓口業務を区役所で行っています。

医療機関で受診した際の負担割合については、一般の方は1割、一定以上所得のある

方は2割、現役並み所得の方は3割となっています。

保険料は、被保険者お一人おひとりにご負担いただく「均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」との2つの合計で構成されていて、個人ごとに決まります。

保険料の計算方法

保険 G

保険料は国民健康保険に加入した月からかかり、やめた月はかかりません。

また、4月から翌年3月までの1年間分の保険料を6月に決定し、『国民健康保険料決定通知書』（国民健康保険料決定通知書）で通知します。6月以降に国民健康保険に加入された場合は、保険証の交付を受けたときまたはその翌月に通知します。

1年間の保険料は、6月から翌年3月までの10回でお支払いいただきます。

国民健康保険料

=

医療分保険料

+

後期高齢者
支援金分保険料

+

介護分保険料
(※)

※ 介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の方）のおられる世帯は、介護分保険料がかかります。

【医療分保険料】

平等割保険料 1世帯あたり 34,803 33,574 円	+	均等割保険料 被保険者1人あたり 35,040 34,424 円	+	所得割保険料 (前年中総所得金額等 －430,000 円) × 9.56 9.30% 加入者全員分を合算	=	1年間の 保険料
---	---	--	---	---	---	-------------

● 医療分保険料の最高限度額は650,000円です。

【後期高齢者支援金分保険料】

平等割保険料 1世帯あたり 11,091 10,761 円	+	均等割保険料 被保険者1人あたり 11,167 11,034 円	+	所得割保険料 (前年中総所得金額等 －430,000 円) × 3.12 3.02% 加入者全員分を合算	=	1年間の 保険料
---	---	---	---	---	---	-------------

● 後期高齢者支援金分保険料の最高限度額は~~220,000~~240,000円です。

【介護分保険料】（介護保険第2号被保険者がおられる世帯のみがかかります）

介護分保険料は 平等割がかかり ません	+	均等割保険料 介護保険第2号被 保険者 1人あたり 19,389 18,784 円	+	所得割保険料 (介護保険第2号被保険者の 前年中総所得金額等 －430,000 円) × 2.64 2.56% 介護保険第2号被保険者分を合算	=	1年間の 保険料
---------------------------	---	---	---	---	---	-------------

● 介護分保険料の最高限度額は170,000円です。

あなたの世帯の保険料（概算）

- 被保険者の資格ができた月 _____ 月
(保険料の納付義務が発生した月)
- 今年度保険料のかかる期間 _____ か月 (_____ 年 _____ 月～2025年3月)
- 今年度の保険料

医療分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{平等割} \quad 34,803 \text{ 円} \\ \text{均等割} \quad 35,040 \text{ 円} \times \text{人} \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 9.569.30\% \end{array} \right] \times \quad / 12 \text{ か月} = \quad \text{円}$$

(被保険者の 20232024 年中総所得金額等－430,000 円)

◇ 所得割は被保険者ごとに計算し、全員分を合算

後期高齢者支援金分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{平等割} \quad 11,091 \text{ 円} \\ \text{均等割} \quad 11,167 \text{ 円} \times \text{人} \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 3.123.02\% \end{array} \right] \times \quad / 12 \text{ か月} = \quad \text{円}$$

(被保険者の 20232024 年中総所得金額等－430,000 円)

◇ 所得割は被保険者ごとに計算し、全員分を合算

介護分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{均等割} \quad 19,389 \text{ 円} \times \text{人} \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 2.642.56\% \end{array} \right] \times \quad / 12 \text{ か月} = \quad \text{円}$$

(介護保険第2号被保険者の 20232024 年中総所得金額等－430,000 円)

◇ 所得割は介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の方）ごとに計算し、全員分を合算

- 1か月あたりの保険料 約 _____ 円
(10円未満の端数は最初の納期に含まれます。)
- 初回保険料納付月 _____ 月
(4月と5月に保険証の交付を受けられた場合は、6月からお支払いが始まります。)

20232024 年中の所得等が判明していない方については、調査または照会し、後日分かりしだい所得割保険料を追加し、再計算させていただきます。

保険料は、届出の時期に関わらず、国民健康保険に加入しなければならなくなったときからかかるため、手続きが遅れた期間の保険料（最長２年間）もさかのぼってお支払いいただきます。

例えば、１年間留学する予定で６月に来日した場合は、住民基本台帳の登録や国民健康保険の加入手続きが８月であっても、６月分の保険料からお支払いいただきます。

【支払方法】

大阪市では、保険料のお支払いは口座振替を基本としています。お手続きは、金融機関の通帳・通帳使用印・**保険証被保険者番号がわかるもの**を金融機関または区役所にお持ちいただいてお申込みください。

《キャッシュカードでのお申込み》

区役所では、キャッシュカードをお持ちいただければ、その場でお手続きが完了します。※ただし生体認証カードなど一部使用できないカードがあります。

《Web 口座振替受付サービスでのお申込み》

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを経由して申込みができます。

取扱い金融機関など詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせ下さい。

口座振替の手続きをされなかった方は、納付書により、納期限までにお近くの金融機関（大阪市公金収納取扱店）、区役所、コンビニエンスストアなどで保険料をお支払いください。

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。



【納期限】

保険料の納期限は毎月末日です（４、５月を除く）。末日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。（１２月期分は、翌年１月の第１営業日です。）

【納付済額のお知らせ・納付証明書】

年末調整や確定申告にかかる社会保険料の控除額について、領収書を紛失されたなど、納付済額がわからない場合は「納付済額のお知らせ」を発行しています。

また、お支払いされた金額を証明する「納付証明書」を発行しています。証明書の発行には手数料がかかります。

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

【納期限までにお支払いがない場合】

納期限までに当月期分保険料の全額をお支払いいただけなかった場合は、督促状をお送りするほかに、文書や電話による催告を行います。

保険料を滞納すると、納期限までに支払った方との負担の公平を保つため、本来の保険料のほかに延滞金もあわせてお支払いいただく場合があります。

◇ 大阪市では、電話によるお支払いの呼びかけなどを民間事業者に委託しています。
不審な点がありましたら、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までご連絡ください。

保険料の減額

保険 G

日本国内で発生した **20232024** 年中（1月～12月）の所得（※）が、4月1日または新たに加入した時点で次の基準以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分保険料それぞれの平等割保険料及び均等割保険料を、次の割合で減額します。

※ 所得とは、総収入から必要経費（給与所得控除等）を控除したものをいいます。

また、世帯主の所得も含まれます。

● $430,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \Rightarrow 7 \text{ 割を減額}$

● $430,000 \text{ 円} + \text{295,000305,000 円} \times \text{被保険者等の数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \Rightarrow 5 \text{ 割を減額}$

● $430,000 \text{ 円} + \text{545,000560,000 円} \times \text{被保険者等の数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \Rightarrow 2 \text{ 割を減額}$

（注1）給与所得者等とは：給与所得（給与収入 550,000 円超）もしくは公的年金等の支給（600,000 円超（65 歳未満）又は 1,250,000 円超（65 歳以上））を受ける方

（注2）給与所得者等が 2 人以上の場合のみ、算定式に「+100,000 円×（給与所得者等の数 - 1）」を含めて計算します。

未就学のこどもに係る軽減

保険 G

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学のこどもに係る国民健康保険料の均等割額を減額します。

●対象となる方

20242025 年 4 月 1 日時点で 6 歳未満の未就学のこども

※20242025 年度の場合は、20182019 年 4 月 2 日以降に生まれた方が対象です。

●軽減内容

保険料の均等割を 5 割軽減します。

産前産後期間に係る軽減

保険 G

出産する方の経済的負担軽減の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険料の均等割額と所得割額の一部を減額します。

●対象となる方

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者

※出産とは妊娠 85 日（4 か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●軽減内容

出産する被保険者の保険料のうち、出産日が属する月の前月から 4 か月間の均等割及び所得割保険料を免除します。

非自発的失業者に係る軽減

保険 G

20232024 年 3 月 31 日以降に倒産や解雇などの理由で離職された方（離職時 65 歳未満の方）で次の要件（※）に該当する方は、20232024 年中の給与所得を 100 分の 30 にして保険料の計算を行いますので、「雇用保険受給資格者証」（雇用保険受給資格者証）または「雇用保険受給資格通知」（雇用保険受給資格通知）をお持ちの上、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で手続きを行ってください。

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に記載の番号が

「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方が軽減の対象です。

保険料のお支払いが困難な場合

保険 G

退職や廃業、災害などにより保険料のお支払いが困難な場合は、申請により保険料を減免できる場合がありますので、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へご相談ください。

事情をお聞きして、減免できるかどうか審査します。

減免の申請は、減免を受けようとする月の納期限までに行う必要があります。

【退職・倒産、廃業等による減免】

退職、倒産、廃業、営業不振等のため、その状況が発生した月以降の世帯見込所得が、前年に比べ10分の7以下となる世帯は、所得減少の割合に応じて所得割保険料を減免します。

【災害（火災・風水害等）による減免】

震災・火災・風水害などの災害にあわれた世帯に対し、被災状況に応じて保険料を減免します。

所得の申告

保険 G・給付 G

所得を申告されていない方は、正しい保険料の計算や、軽減判定、高額療養費の区分判定などを行うことができません。税の申告が不要な方を含め、2023・2024年中の所得を申告されていない方は、所得を下記の所得を申告されていない方は、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へ申告してください。（20頁に所得申告書があります。）

(1) 2026年1月～3月の間に資格がある場合

「2024年中の所得（P20）」

(2) 2026年4月～7月の間に資格がある場合

「2024年中の所得（P20）」および「2025年中の所得（P21）」の申告

(3) 2026年8月～12月の間に資格がある場合

「2025年中の所得（P21）」の申告

収納 G

保険料の滞納が続いた場合

【特別療養費適用通知の交付】

災害等の特別な事情がなく保険料の滞納が続くと特別療養費適用通知を交付することになります。

特別療養費が適用になると、医療機関で受診された場合は、医療費の全額を一旦支払ってから、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で特別療養費の申請を行い、保険給付相当分の払い戻しを受けていただくことになります。

※ただし、保険料の滞納状況によっては、保険給付相当分を、滞納となっている保険料に充当することがあります。

《特別療養費を適用する措置が除外される世帯及び対象者》

- ・ 災害などの政令で定める「特別の事情」に該当する世帯
- ・ 厚生労働省令で定める公費負担医療を受けている方
- ・ 高校生世代以下の子ども

【財産の差押え】

保険料の滞納が続くと、財産調査のうえ預貯金・給与などを差押えることがあります。

◇ 保険料のお支払いが困難になった場合は、お早めにお住まいの区の区役所保険年金業務担当へご相談ください。

特定健診

保健事業 G

大阪市国民健康保険の被保険者を対象に、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防や、その重症化を予防するための「特定健診」を実施しています。

【対象となる方】

大阪市国民健康保険の被保険者のうち、40～74歳の方（翌年の3月31日までに40歳になる方を含む。）

対象となる方には、受診券を送付します（年1回）。受診券がお手元に届いていない場合や紛失された場合、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

【受診できる場所】

大阪府内の取扱医療機関、各区の保健福祉センターや小学校等で実施する集団健診会場で受診できます。受診できる取扱医療機関や集団健診の実施日等については、大阪市

のホームページまたは、お住まいの区の区役所保健業務担当にお問い合わせください。

【健診の内容】

● 基本的な健診（無料）

問診、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定、診察

血液検査：脂質（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロールまた
Non-HDL コレステロール）

肝機能（AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GT（ γ -GTP））

血糖（血糖・HbA1c）

腎機能（血清クレアチニン（eGFR 含む）・血清尿酸）

尿検査：蛋白・糖

● 詳細な健診（無料）

貧血検査

◇ 貧血の既往歴のある場合、または視診等により医師が必要と判断した場合に
実施します。

心電図検査、眼底検査

◇ 当該年度の健診結果等が基準に該当し、医師が必要と判断した場合に実施し
ます。

特定保健指導

保健事業 G

特定健診の結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方には、専門家（医師・保健師・管理栄養士など）が生活習慣病の予防のために、食事や運動に関する情報を提供するなどの特定保健指導を行います。該当された方には、特定保健指導利用券を送付しますので、ぜひ、ご利用下さい。料金は無料です。

日本で公的な医療保険に加入されている方へ

(国民健康保険に限りません。)

医療費の助成制度

医療助成 G

次のような医療費の助成制度があります。

くわしくは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当へお問い合わせください。

【重度障がい者医療費助成制度】

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※１）を控除した額の医療費の助成を受けることができます。（ただし、所得による制限があります。）

また、①②③のいずれかに該当し、公的医療保険から標準負担額の減額認定を受けることができる市民税非課税世帯の方は、入院時食事代にかかる自己負担（減額後の標準負担額）の助成を受けることができます。

- ① 身体障がい者手帳をお持ちの障がい程度１級・２級の方
- ② 重度の知的障がい者（児）の方
- ③ 身体障がい者手帳をお持ちの方で、中度の知的障がい者（児）の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの障がい程度１級の方
- ⑤ 難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金１級９号相当の方または特別児童扶養手当１級９号相当の児童

【ひとり親家庭医療費助成制度】

１８歳に達した日以後における最初の３月３１日までの児童とその児童を監護する母もしくは父、または父母以外の養育者は、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※２）を控除した額の医療費及び入院時食事代にかかる自己負担（標準負担額）の助成を受けることができます。（ただし、所得による制限があります。）

【こども医療費助成制度】

0歳から18歳に達した日以後における最初の3月31日までのこどもは、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※2）を控除した額の医療費の助成を受けることができます。

※「入院時食事代」の助成対象者については【重度障がい者医療費助成制度】と同じです。

※1 一部自己負担額について 重度障がい者医療費助成制度

一部自己負担額とは、医療機関などで診療などを受けたときに、1医療機関ごとに入院・通院それぞれ1日につき最大500円（★1）（★2）をご負担いただくものです。

同じ月に医療機関などの窓口で支払った金額の合計が、一部自己負担額の負担上限額（3,000円）を超える場合は、申請により払い戻しできる場合があります。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、最初の払い戻し申請の際に同意いただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額（3,000円）超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。

ただし、大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、医療機関などからのレセプト（診療報酬）が診療月の翌月10日までに提出されなかったときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

（★1）医療機関が異なる場合、また同じ医療機関でも「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外の診療科」ではそれぞれ別計算となります。

（★2）院外処方箋で薬局を利用した場合の一部自己負担額は1日あたり最大500円です。処方された日数分×最大500円ではありません。

※ 2 一部自己負担額について
ひとり親家庭医療費助成制度
こども医療費助成制度

一部自己負担額とは、医療機関などで診療などを受けたときに、1 医療機関ごとに入院・通院それぞれ1 日につき最大5 0 0 円（同じ医療機関であれば3 日目以降負担なし）（★1）ご負担いただくものです。ただし、薬代のご負担はありません。

同じ月に医療機関などの窓口で支払った金額の合計が一部自己負担額の負担上限額（2, 5 0 0 円）を超える場合は、申請により払い戻しできる場合があります。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、最初の払い戻し申請の際に同意いただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額（2, 5 0 0 円）超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。

ただし、大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、医療機関などからのレセプト（診療報酬）が診療月の翌月 10 日までに提出されなかったときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

（★1）医療機関が異なる場合、また同じ医療機関でも「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外の診療科」ではそれぞれ別計算となります。

国民健康保険料等のための所得申告書

保険 G

(あて先) 大阪市長

~~2023~~2024 年中 (1 月～12 月) の日本国内で発生した収入
の状況

収入金額 (A) _____ 円

収入の種類 営業、給与、その他 ()

必要経費 (B) _____ 円

所得金額 (A - B) _____ 円

〔記入上の注意〕

- 1 収入の種類は、該当するものを○で囲んでください。
その他の場合は、その種類を書いてください。(例) 株式等の譲渡収入 など
- 2 必要経費とは、収入をあげるために必要な経費 (商品の原価、従業員の雇用
経費、地代、家賃など) です。

年 月 日

被保険者証の番号

氏 名

住 所

電 話 — —

国民健康保険料等のための所得申告書

保険 G

(あて先) 大阪市長

20222023 年中 (1 月～12 月) の日本国内で発生した収入
の状況

収入金額 (A) _____ 円

収入の種類 営業、給与、その他 ()

必要経費 (B) _____ 円

所得金額 (A - B) _____ 円

〔記入上の注意〕

- 1 収入の種類は、該当するものを○で囲んでください。
その他の場合は、その種類を書いてください。(例) 株式等の譲渡収入 など
- 2 必要経費とは、収入をあげるために必要な経費 (商品の原価、従業員の雇用
経費、地代、家賃など) です。

年 月 日

被保険者証の番号

氏 名

住 所

電 話 — —

『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）の交付等のお知らせ

大阪市

現在お持ちの『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）等の有効期限が、在留資格の更新または変更される前の日付となっておりますので、有効期限が延長された新しい『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）等を交付します。

◆『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）の交付

保険証利用登録をされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）をお持ちでない方等に交付します。

70歳から74歳の方は、自己負担割合を表示した『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）を併せて交付します。

医療機関等の窓口で資格確認書を提示することで、引き続き、保険診療を受けることができます。『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）をお持ちの方は一緒に提示する必要があります。

◆『資格情報のお知らせ』（資格情報のお知らせ）の発行

マイナ保険証をお持ちの方に発行します。医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示してください。

70歳から74歳の方は、マイナ保険証を提示することにより、医療機関等において自己負担割合を確認することが可能となります。

このお知らせは以下の用途でご利用いただけますので、大切に保管してください。

- 国民健康保険の各種お手続きの際に、必要な記号番号等の確認に利用できます。
- オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、マイナポータルの資格情報画面または、このお知らせをマイナ保険証と一緒に提示することで受診が可能です。

産前産後期間に係る軽減

出産される方については、対象期間の所得割額と均等割額を軽減します。対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間で、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。軽減を適用するには、母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態がわかるものを提出する必要があります。出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類が必要です。

非自発的失業者に係る軽減

令和7年3月31日以降に倒産や解雇などの理由で離職され、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に記載している番号が、「11」、「12」、「21」、「22」、「23」、「31」、「32」、「33」、「34」の方は、前年中の給与所得を100分の30にして令和8年度の保険料の計算を行います。ただし、離職時に65歳以上の場合は、この軽減制度の対象外です。軽減の対象期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。

退職、倒産、廃業、営業不振等に係る減免

退職・倒産・廃業・休業や営業不振等のため、世帯の被保険者の見込所得の合計額が、前年中の所得と比べて3割以上減少し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免ができる場合がありますので、ご相談ください。譲渡所得や一時所得など非経常所得の減少は、所得減少とみなしません。非自発的失業者に係る軽減を受けている方については、給与所得を100分の30にした前年所得と見込所得を比較し、減免事由を満たす場合に減免を適用します。

災害（震災・風水害・火災等）に係る減免

災害に遭われた方で、保険料のお支払いが困難な方については、被災状況に応じて保険料を減免します。福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等から避難された方については、引き続き申請により減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

国保給付を受けられない期間の減免（拘禁（給付制限））

刑務所等（警察の留置場を含む）に拘禁中の方や少年院等へ収容されている方については、保険料を免除します。対象となる期間が1か月未満の場合、保険料免除の対象とならないことがあります。

後期高齢者医療制度への移行に伴う減免

会社などの健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者であった方の保険料を減免します。なお、初めてこの減免を受けようとするときは申請が必要ですが、2年度目以降の申請は必要ありません。

減免を受けるための手続きについては、以下の点にご注意ください。

減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要であり、特別な事由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。

減免の申請は、原則として、年度ごとに必要です。なお、保険料の納付義務者は世帯主であるため、同一年度内でも世帯主が変わった場合は、再度申請していただく必要があります。

所得申告のお願い

保険料の軽減・減免は、世帯全員（被保険者でない世帯主・特定同一世帯所属者）の所得によって判定しますので、所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません。

前年が無収入の方や、収入があっても非課税となるなど、税の申告が不要な場合であっても、保険料を計算するために必ず所得申告をお願いします。申告書は、お住まいの区の区役所保険年金業務担当窓口にご用意しています。

後期高齢者医療 所得申告書の提出について

区役所保険年金業務担当

この申告書は、後期高齢者医療保険料の計算と保険料の軽減のための申告書です。収入のない方や、市・府民税の申告が必要のない方も、この申告書に前年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の収入や所得金額等をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出いただきますよう、お願いいたします。

※医療機関における1か月の自己負担限度額を判定するために必要となるため、世帯内の被保険者・世帯主以外の方についても申告の対象となっています。

- 1 提出期限 封筒表面に記載の日までに提出（ポストに投函）してください。
- 2 提出先 お住まいの区の区役所保険年金業務担当
（東淀川区・東住吉区の各出張所、平野区各サービスセンター
及び大阪市サービスカウンターでは取り扱っておりません。）

3 ご注意

- （1）この文書の裏面、および所得申告書の裏面にある記入方法をよくお読みいただき、対象の方はすべて記入してください。
- （2）収入がなかった方については、すべての欄に0円を記入してください。

<後期高齢者医療保険料の保険料軽減について（令和7年度）>

令和8年度保険料について、令和7年中の世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計が、下記の表に当てはまる方は、保険料の均等割額が軽減されます。

（未申告の方がいると、この軽減は適用されませんのでご注意ください。）

所得の判定区分 （同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）	均等割額の 軽減割合
【基礎控除額(43万円)(注1)+10万円×(給与所得者等の数(注2)-1)】を超えないとき	7割
【基礎控除額(43万円)(注1)+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注2)-1)】を超えないとき	5割
【基礎控除額(43万円)(注1)+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注2)-1)】を超えないとき	2割

（注1）前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合。

（注2）給与所得者等の数とは次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- （1）給与等の収入金額が55万円を超える方
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

所得申告書の記入例

令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得等についてご記入ください。

所得の申告をされていない方については、1 に○印をつけて、収入の内容等を記入して返送してください。
既に税務署、区役所、他の市町村等に所得の申告をされている方については、2 に○印をつけて、申告年月日・申告場所を記入して返送してください。

営業所得等（製造、卸売、小売、サービス業など）

収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。
収入金額…前年中に収入することが確定した金額
必要経費…収入をあげるために要した経費
（商品の原価、雇人費、地代、家賃など）
所得金額…収入から必要経費を差し引いた金額

給与収入（給料、賃金、ボーナスなど）

前年中（1月～12月）に給与として収入することが確定した金額で、パート、アルバイトで得た収入も含まれます。
（所得税を源泉徴収する前の金額）
給与収入のうち、家族から事業専従者給与として得た収入がある方については、その収入についても記入してください。

年金収入（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など）

遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金を受給されている方については、該当する年金に○印をつけてください。（金額の記入は必要ありません。）
上記以外の年金を受給されている方については、年金の名称及び収入金額を記入してください。

上記以外の所得

上記以外の所得がある場合は、該当する所得の番号と所得金額を記入してください。その他の所得に該当する場合は、その他の所得名称も記入してください。
記入していただく金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。

コード	氏 名	大阪 太郎	大阪 花子	大阪 ナツ
	生年月日 生 性 別	昭05年03月07日生 男	昭06年05月21日生 女	平12年12月10日生 女
	所得の申告は・・・ 該当する番号に○印をつけてください。 申告をされていない方は、下記に収入の内容等を記入してください。	①していない 2 している →いつ(年 月 日) →どこに() 税務署 区・市 →申告済の方は下記の記入は不要です	①していない 2 している →いつ(年 月 日) →どこに() 税務署 区・市 →申告済の方は下記の記入は不要です	①していない 2 している →いつ(年 月 日) →どこに() 税務署 区・市 →申告済の方は下記の記入は不要です
010	営業所得等 ※収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。	所得金額（必要経費控除後） 円	所得金額（必要経費控除後） 円	所得金額（必要経費控除後） 0 円
071	給与収入（パート・アルバイト収入を含む）	給与収入金額（支払額、税込） 円	給与収入金額（支払額、税込） 円	給与収入金額（支払額、税込） 0 円
072	（そのうち事業専従者分）	（内 円）	（内 円）	（内 円）
084	年金 遺族・障がい年金等 上記以外の年金	1遺族 2障がい 3老齢福祉 ④ (老齢基礎)	1遺族 2障がい 3老齢福祉 4 ()	1遺族 2障がい 3老齢福祉 4 ()
081	1～3以外に該当する方は、4に名称及び収入金額を記入してください。	→ 780,100 円	→ 円	→ 0 円
	上記以外の所得 下欄の中から該当する所得の番号と所得金額を記入してください。その他の所得に該当する場合は、その他の所得名称も記入してください。	番号 その他の所得名称 所得金額 円	番号 その他の所得名称 所得金額 円	番号 その他の所得名称 所得金額 0 円
		（上記に記入していただく金額は、収入から必要経費を差し引いた金額です。）		
		020 営業所得 040 不動産所得 050 利子所得 060 配当所得		
		085 雑所得 090 一時所得 100 山林所得 170 その他の所得		

収入がなかった方については、このように全ての欄に「0円」と記入してください。

既に令和7年分の所得を税務署等に申告されている方につきましては、申告書の表面の記入欄に申告年月日・申告場所をご記入のうえご返送ください。

[日本語版]

大阪市国民健康保険のご案内

大阪市国民健康保険のご案内

[2024 年度版]

(2025 年 1 月 1 日現在)

大 阪 市

目 次

国民健康保険制度とは	1
国民健康保険の適用対象となる方	1
介護保険第2号被保険者となる方	2
後期高齢者医療制度	3
国民健康保険では次の手続きが必要です	3
「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方	5
「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の負担割合	5
次のような給付が受けられます	6
保険料の計算方法	9
あなたの世帯の保険料（概算）	10
保険料のお支払い	11
保険料の減額	12
未就学のこどもに係る軽減	13
産前産後期間に係る軽減	13
非自発的失業者に係る軽減	13
保険料のお支払いが困難な場合	14
所得の申告	14
保険料の滞納が続いた場合	14
特定健診	15
特定保健指導	16
医療費の助成制度	17
国民健康保険料のための所得申告書	20

国民健康保険制度とは

病気やケガをしたとき、だれもが安心して医療を受けられるように、日本に住む外国籍の方も、医療保険に加入することが定められています。

会社などに勤めている方は、勤務先の健康保険に加入し、それ以外の方は国民健康保険の被保険者となります。

くわしくは次項「国民健康保険の適用対象となる方」を参照してください。

◇ 「日米社会保障協定」（2005 年 10 月発効）により、アメリカ合衆国において適切な保険に加入していることを、アメリカ合衆国社会保険庁より証明された方は、国民健康保険から除外されますのでご注意ください。

なお、ベルギー王国（2007 年 1 月発効）、フランス共和国（2007 年 6 月発効）、オランダ王国（2009 年 3 月発効）、チェコ共和国（2009 年 6 月発効）、スイス連邦（2012 年 3 月発効）、ハンガリー（2014 年 1 月発効）、ルクセンブルク大公国（2017 年 8 月）とも同様の協定を結んでいます。

国民健康保険の適用対象となる方

3 か月を超えて日本に滞在する方のうち、勤務先の健康保険に加入していない方は、次の 1 ～ 5 の時点でお住まいの市町村の国民健康保険の被保険者となります。

- 1 3 か月を超えて日本に滞在すると認められる方が住民基本台帳に登録された日
なお、3 か月を超えて日本に滞在すると認められる方とは、具体的には次のような方になります。
 - （1）決定された在留期間が 3 か月を超えている方
 - （2）決定された在留期間が 3 か月以下であっても、3 か月を超えて滞在すると認められる方（例えば、在留資格「興行」、在留期間「3 か月」でも、招へい機関との契約書等により 3 か月を超えて滞在することが証明される方）

◇ 次のような方は国民健康保険の被保険者から除外されます。

- ① 在留資格のない方
- ② 在留資格「短期滞在」「外交」の方
- ③ 在留資格「特定活動」のうち、指定書に記載された活動の内容が、

- ・「医療を受ける活動等」とされている方及び当該活動を行う者の日常生活上の世話をする方
- ・「観光、保養その他これらに類似する活動等」とされている方及び当該活動を行う者に同行する配偶者の方

2 在留資格の変更または在留期間の更新により、前記1（1）または（2）の要件に該当することとなった場合は、在留資格の変更または在留期間の更新の許可日

3 すでに国民健康保険の適用対象となっている方が、他の市町村へ居住地を変更した場合は、新居住地に移転した日

4 前記1（1）または（2）の要件に該当する方で、勤務先の健康保険に入っていたが、退職によりその健康保険をやめた場合は、退職日の翌日

5 国民健康保険の被保険者に日本で子どもが生まれた場合は、出生日

◇ 民間の保険会社が運営する医療保険や生命保険は、公的な保険制度ではありませんので、これらの保険に加入している場合でも国民健康保険の被保険者となります。

◇ 在留資格「公用」の方は、住民基本台帳への登録の必要はありませんが、前記1（1）または（2）に該当する場合は、国民健康保険の被保険者となります。

介護保険第2号被保険者となる方

国民健康保険の被保険者で、40歳から64歳の方は、介護保険第2号被保険者となります。

この介護保険第2号被保険者がおられる世帯の保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料に介護分保険料をプラスして、1つの国民健康保険料としてお支払いいただきます。（計算式については、9頁を参照してください。）

後期高齢者医療制度

3か月を超えて日本に滞在する方のうち、75歳以上の方（65歳以上で申請により一定の障がいがあると大阪府後期高齢者医療広域連合が認めた方を含む。）は、後期高齢者医療制度で医療給付等を受けることとなります。

国民健康保険の被保険者につきましても、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。対象となる方には、2025年7月までは「資格確認書」を、75歳の誕生日までにお送りします。2025年8月以降は、後期高齢者医療制度の「資格確認書」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方）か「資格情報のお知らせ」（保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方）を、75歳の誕生日までにお送りします。

後期高齢者医療制度における保険料の決定・給付等の制度運営は、大阪府内すべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行い、大阪市では、保険料の収納業務のほか、各種申請や届出の受付などの窓口業務を区役所で行っています。

医療機関で受診した際の負担割合については、一般の方は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得の方は3割となっています。

保険料は、被保険者お一人おひとりにご負担いただく「被保険者均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」との2つの合計で構成されていて、個人ごとに決まります。

国民健康保険では次の手続きが必要です

1 加入するとき

国民健康保険の適用対象となった場合は、14日以内にお住まいの区の区役所保険年金業務担当で加入手続きが必要です。手続きに必要なものは以下のとおりです。

【手続きにお持ちいただくもの】

- 健康保険資格喪失証明書（勤務先の健康保険をやめたときに必要。やめた年月日をもとの保険者または事業主に証明してもらってください。用紙は区役所にもあります。）
- パスポート
- 在留カード等
- 指定書（在留資格「特定活動」の方のみ）

- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）
- キャッシュカードまたは通帳と通帳使用印（お持ちの方）
（お支払方法については、10 頁を参照してください。）

◇ 加入手続きが遅れた場合も、国民健康保険に加入しなければならなくなったときから保険料がかかるため、手続きが遅れた期間の保険料（最長2年間）もさかのぼってお支払いいただきます。

2 在留資格の変更または在留期間の更新をしたとき

『大阪府国民健康保険被保険者証』（大阪府国民健康保険被保険者証）・『大阪府国民健康保険資格確認書』（大阪府国民健康保険資格確認書）は毎年10月31日、『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）は毎年7月31日を有効期限として交付していますが、有効期限より前に在留期間の満了日を迎える場合は、在留期間の満了日を有効期限としています。

在留資格の変更または在留期間の更新をした場合は、有効期限を変更した被保険者証等を受け取るための手続きが必要です。手続きに必要なものは以下のとおりです。

【手続き時にお持ちいただくもの】

- 在留資格等に変更があった本人の被保険者証等
- 在留カードやパスポートなど、新たな在留資格や在留期間が確認できる書類
- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

3 脱退の手続きが必要なとき

次のような場合は、14 日以内にお住まいの区の区役所で手続きが必要です。手続きの際に被保険者証等をお返してください。

- （1）出国するとき（1 年以内の再入国など一時的に出国する場合を除き、住民登録業務担当にて出国の手続きをしてください。）
- （2）大阪市内に居住地を変更するとき（住民登録業務担当にて転出の手続きをしてください。）
※大阪市内で居住地を変更した場合は、新しい居住地の区役所で手続きをしてください。
- （3）勤務先の健康保険に加入したとき（保険年金業務担当にて国民健康保険をやめる手続きをしてください。）

4 その他

2024 年 12 月 2 日以降、『大阪府国民健康保険被保険者証』が廃止されました。

【被保険者証に係る経過措置】

令和 6 年 12 月 1 日までに交付された被保険者証は、経過措置により有効期限が到来するまで有効です。

【資格確認書の交付】

被保険者証の廃止に伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちでない方が、他の市町村からの転入等により本市の国民健康保険に加入される場合は、引き続き保険診療を受けられるよう、申請なしで資格確認書を交付します。

【資格情報のお知らせ】

被保険者証の廃止に伴い、保険証利用登録をされたマイナンバーカードをお持ちの方が、他の市町村からの転入等により本市の国民健康保険に加入される場合は、資格情報のお知らせを交付します。

保険証利用登録をされたマイナンバーカードの読み取りができない医療機関等において、マイナンバーカードとともに提示することで受診することができます。

「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方

70 歳から 74 歳の国民健康保険の被保険者には、自己負担割合『2 割』（2 割）または『3 割』（3 割）を表示した『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）を交付します。

医療機関で受診される場合は、必ず被保険者証または資格確認書とあわせて提示してください。

「大阪府国民健康保険高齢受給者証」の負担割合

同じ国民健康保険の世帯におられる 70 歳から 74 歳の方の中で、1 人でも課税所得（収入額から必要経費や各種控除を差し引いた所得）が 1,450,000 円以上（※ 1）の方がおられる場合は、その世帯の 70 歳から 74 歳の方全員の自己負担割合は「3 割」となります。

なお、自己負担割合が「3 割」となった世帯についても、同じ国民健康保険世帯の 70 歳から 74 歳の方の基礎控除後の総所得金額等（総所得金額等から 430,000 円を差し引いた額）の合計金額が 2,100,000 円以下の場合は「2 割」となります。

上記の所得による判定の結果、自己負担割合が「3割」となられた方のうち、次の方は原則、申請により自己負担割合が「2割」となりますので、前年中の収入額が確認できる書類（※2）を持って、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお越しください。

認定後、『2割』（2割）の負担割合を表示した新しい『大阪府国民健康保険高齢受給者証』（大阪府国民健康保険高齢受給者証）を交付します。

- 同じ国民健康保険の世帯におられる 70 歳以上の方が 1 人の場合
 - その方の前年中（1 月から 12 月）の収入額が 3,830,000 円未満
 - 特定同一世帯所属者（※3）を含めた前年中の収入の合計額が 5,200,000 円未満
- 同じ国民健康保険の世帯におられる 70 歳以上の方が 2 人以上の場合
 - その方たち全員の前年中の収入の合計額が 5,200,000 円未満

※1 2023 年 12 月 31 日時点で世帯主であり、同じ国民健康保険の世帯に 2023 年中の合計所得が 38 万円以下の 19 歳未満の方がいる場合は、課税所得から次の金額を控除して判定を行います。

- ・ 16 歳未満の人数×330,000 円
- ・ 16 歳以上 19 歳未満の人数×120,000 円

（注）給与所得者については給与所得から 10 万円を控除して算定した合計所得金額

※2 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、所得証明書等

※3 国民健康保険の被保険者で、後期高齢者医療制度に移行した後も引き続き同じ世帯に属する方

次のような給付が受けられます

保険証利用登録をされたマイナンバーカードや資格確認書等を提示すれば、かかった医療費の3割の自己負担で治療が受けられます。ただし、義務教育就学前の乳幼児は2割、70歳から74歳の方は2割（現役並み所得者は3割）です。

また、入院の場合は、食事代などの自己負担が別途必要です。ただし、市民税非課税世帯については、申請により軽減されます。

【療養費】

急病や旅行中のケガや、やむを得ない理由で保険証利用登録をされたマイナンバーカ

ードや資格確認書等を医療機関等に提示できず、医療費を全額自己負担した場合や、医師の指示により、治療に必要な装具をつけた時などに申請していただくと、保険負担分を支給します。

【高額療養費】

同じ月内に医療機関等で治療を受け、保険診療に係る自己負担金が「自己負担限度額」を超えたときに申請していただくと、その超えた額を支給します。

なお、医療機関等で高額な自己負担金の支払いが見込まれる場合、保険証利用登録をされたマイナンバーカードや資格確認書等を医療機関等で提示することにより、医療機関等での自己負担金の支払いは「自己負担限度額」までとなります。

※保険証利用登録をされたマイナンバーカードの読み取りができない医療機関等においては、あらかじめ「限度額適用認定証」の申請が必要となる場合があります。

※1月2日以降に入国した方が、その年の4月～7月に新規資格取得した場合は、前々年中（1月～12月）の日本国内で発生した収入の状況を申告していただく必要があります。（21頁に所得申告書があります。）

【高額介護合算療養費】

同一世帯において、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の国民健康保険での自己負担額と介護保険の利用者負担金が「自己負担限度額」を超えたときに申請していただくと、その超えた額（※）を支給します。

※ ただし、500円を超えた場合に限りです。

【出産育児一時金】

被保険者が妊娠12週以上の出産（死産・流産の場合を含む）をしたときに、500,000円（※）を支給します。

また、出産費用を事前に準備する負担を軽減するため、出産育児一時金を大阪市国民健康保険から医療機関等へ直接お支払いする「出産育児一時金直接支払制度」を実施していますので、出産を予定している医療機関等にお申し出ください。

※ 日本国内の産科医療補償制度に加入している医療機関等で在胎週数22週以降に出産したときの金額です。それ以外の場合は、488,000円となります。

【葬祭費】

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方に50,000円を支給します。

◇ 療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費の支給を申請できる期間は、事実の発生したときから2年以内です。

◇ 交通事故などにあった場合

交通事故など第三者行為により負傷し、治療を受ける場合でも保険証利用登録をされたマイナンバーカードや資格確認書等を使って診療を受けることができます。ただし、大阪市国民健康保険で給付した医療費などを、あとから加害者に請求し、損害を賠償してもらうこととなりますので、必ずお住まいの区の区役所保険年金業務担当で手続きをしてください。

◇ 医療機関等の窓口での支払い（一部負担金）の減免制度について

災害や失業などの「特別の理由」で、一時的・臨時的に著しく収入が減るなどしたために、診療費（一部負担金）の支払いにお困りのときは、一部負担金の減免等ができる場合があります。お住まいの区の区役所保険年金業務担当にご相談ください。

保険料の計算方法

保険料は国民健康保険に加入した月からかかり、やめた月はかかりません。

また、4月から翌年3月までの1年間分の保険料を6月に決定し、『国民健康保険料決定通知書』（国民健康保険料決定通知書）で通知します。6月以降に国民健康保険に加入された場合は、保険証の交付を受けたときまたはその翌月に通知します。

1年間の保険料は、6月から翌年3月までの10回でお支払いいただきます。

国民健康保険料	=	医療分保険料	+	後期高齢者 支援金分保険料	+	介護分保険料 (※)
---------	---	--------	---	------------------	---	---------------

※ 介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の方）のおられる世帯は、介護分保険料がかかります。

【医療分保険料】

平等割保険料 1世帯あたり 34,803円	+	均等割保険料 被保険者1人あたり 35,040円	+	所得割保険料 (前年中総所得金額等 －430,000円) ×9.56% 加入者全員分を合算	=	1年間の 保険料
-----------------------------	---	--------------------------------	---	---	---	-------------

● 医療分保険料の最高限度額は650,000円です。

【後期高齢者支援金分保険料】

平等割保険料 1世帯あたり 11,091円	+	均等割保険料 被保険者1人あたり 11,167円	+	所得割保険料 (前年中総所得金額等 －430,000円) ×3.12% 加入者全員分を合算	=	1年間の 保険料
-----------------------------	---	--------------------------------	---	---	---	-------------

● 後期高齢者支援金分保険料の最高限度額は220,000円です。

【介護分保険料】（介護保険第2号被保険者がおられる世帯のみがかかります）

介護分保険料は 平等割がかかり ません	+	均等割保険料 介護保険第2号被 保険者 1人あたり 19,389円	+	所得割保険料 (介護保険第2号被保険者 の前年中総所得金額等 －430,000円) ×2.64% 介護保険第2号被保険者分を合算	=	1年間の 保険料
---------------------------	---	---	---	---	---	-------------

● 介護分保険料の最高限度額は170,000円です。

あなたの世帯の保険料（概算）

- 被保険者の資格ができた月 _____ 月
（保険料の納付義務が発生した月）
- 今年度保険料のかかる期間 _____ か月（ _____ 年 _____ 月～2025 年 3 月）
- 今年度の保険料

医療分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{平等割} \quad 34,803 \text{ 円} \\ \text{均等割} \quad 35,040 \text{ 円} \times \text{人} \times \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 9.56\% \end{array} \right] / 12 \text{ か月} = \text{円}$$

（被保険者の 2023 年中総所得金額等－430,000 円）

◇ 所得割は被保険者ごとに計算し、全員分を合算

後期高齢者支援金分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{平等割} \quad 11,091 \text{ 円} \\ \text{均等割} \quad 11,167 \text{ 円} \times \text{人} \times \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 3.12\% \end{array} \right] / 12 \text{ か月} = \text{円}$$

（被保険者の 2023 年中総所得金額等－430,000 円）

◇ 所得割は被保険者ごとに計算し、全員分を合算

介護分保険料

$$\left[\begin{array}{l} \text{均等割} \quad 19,389 \text{ 円} \times \text{人} \times \\ \text{所得割} \quad \text{円} \times 2.64\% \end{array} \right] / 12 \text{ か月} = \text{円}$$

（介護保険第 2 号被保険者の 2023 年中総所得金額等－430,000 円）

◇ 所得割は介護保険第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の方）ごとに計算し、全員分を合算

- 1 か月あたりの保険料 約 _____ 円
（10 円未満の端数は最初の納期に含まれます。）
- 初回保険料納付月 _____ 月
（4 月と 5 月に保険証の交付を受けられた場合は、6 月からお支払いが始まります。）

2023 年中の所得等が判明していない方については、調査または照会し、後日分かりしだい所得割保険料を追加し、再計算させていただきます。

保険料のお支払い

保険料は、届出の時期に関わらず、国民健康保険に加入しなければならなくなったときからかかるため、手続きが遅れた期間の保険料（最長２年間）もさかのぼってお支払いいただきます。

例えば、１年間留学する予定で６月に来日した場合は、住民基本台帳の登録や国民健康保険の加入手続きが８月であっても、６月分の保険料からお支払いいただきます。

【支払方法】

大阪市では、保険料のお支払いは口座振替を基本としています。お手続きは、金融機関の通帳・通帳使用印・保険証を金融機関または区役所にお持ちいただいてお申込みください。

《キャッシュカードでのお申込み》

区役所では、キャッシュカードをお持ちいただければ、その場でお手続きが完了します。※ただし生体認証カードなど一部使用できないカードがあります。

《Web 口座振替受付サービスでのお申込み》

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを経由して申込みができます。

取扱い金融機関など詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせ下さい。

口座振替の手続きをされなかった方は、納付書により、納期限までにお近くの金融機関（大阪市公金収納取扱店）、区役所、コンビニエンスストアなどで保険料をお支払いください。

詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。



【納期限】

保険料の納期限は毎月末日です（４、５月を除く）。末日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。（１２月期分は、翌年１月の第１営業日です。）

【納付済額のお知らせ・納付証明書】

年末調整や確定申告にかかる社会保険料の控除額について、領収書を紛失されたなど、納付済額がわからない場合は「納付済額のお知らせ」を発行しています。

また、お支払いされた金額を証明する「納付証明書」を発行しています。証明書の発行には手数料がかかります。

詳しくは、お住いの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

【納期限までにお支払いがない場合】

納期限までに当月期分保険料の全額をお支払いいただけなかった場合は、督促状をお送りするほかに、文書や電話による催告を行います。

保険料を滞納すると、納期限までに支払った方との負担の公平を保つため、本来の保険料のほかに延滞金もあわせてお支払いいただく場合があります。

◇ 大阪市では、電話によるお支払いの呼びかけなどを民間事業者に委託しています。

不審な点がありましたら、お住いの区の区役所保険年金業務担当までご連絡ください。

保険料の減額

日本国内で発生した 2023 年中（1 月～12 月）の所得（※）が、4 月 1 日または新たに加算した時点で次の基準以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分保険料それぞれの平等割保険料及び均等割保険料を、次の割合で減額します。

※ 所得とは、総収入から必要経費（給与所得控除等）を控除したものをいいます。

また、世帯主の所得も含まれます。

● $430,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ ⇒ 7 割を減額

● $430,000 \text{ 円} + 295,000 \text{ 円} \times \text{被保険者等の数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

⇒ 5 割を減額

● $430,000 \text{ 円} + 545,000 \text{ 円} \times \text{被保険者等の数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

⇒ 2 割を減額

（注 1）給与所得者等とは：給与所得（給与収入 550,000 円超）もしくは公的年金等の支給（600,000 円超（65 歳未満）又は 1,250,000 円超（65 歳以上））を受ける方

（注 2）給与所得者等が 2 人以上の場合のみ、算定式に「 $+100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 」を含めて計算します。

未就学のこどもに係る軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学のこどもに係る国民健康保険料の均等割額を減額します。

●対象となる方

2024 年4月1日時点で6歳未満の未就学のこども

※2024 年度の場合は、2018 年4月2日以降に生まれた方が対象です。

●軽減内容

保険料の均等割を5割軽減します。

産前産後期間に係る軽減

出産する方の経済的負担軽減の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険料の均等割額と所得割額の一部を減額します。

●対象となる方

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者

※出産とは妊娠 85 日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●軽減内容

出産する被保険者の保険料のうち、出産日が属する月の前月から4か月間の均等割及び所得割保険料を免除します。

非自発的失業者に係る軽減

2023 年3月31日以降に倒産や解雇などの理由で離職された方（離職時 65 歳未満の方）で次の要件（※）に該当する方は、2023 年中の給与所得を 100 分の 30 にして保険料の計算を行いますので、「雇用保険受給資格者証」（雇用保険受給資格者証）または「雇用保険受給資格通知」（雇用保険受給資格通知）をお持ちの上、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で手続きを行ってください。

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に記載の番号が

「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方が軽減の対象です。

保険料のお支払いが困難な場合

退職や廃業、災害などにより保険料のお支払いが困難な場合は、申請により保険料を減免できる場合がありますので、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へご相談ください。

事情をお聞きして、減免できるかどうか審査します。

減免の申請は、減免を受けようとする月の納期限までに行う必要があります。

【退職・倒産、廃業等による減免】

退職、倒産、廃業、営業不振等のため、その状況が発生した月以降の世帯見込所得が、前年に比べ10分の7以下となる世帯は、所得減少の割合に応じて所得割保険料を減免します。

【災害（火災・風水害等）による減免】

震災・火災・風水害などの災害にあわれた世帯に対し、被災状況に応じて保険料を減免します。

所得の申告

所得を申告されていない方は、正しい保険料の計算や、軽減などを行うことができません。税の申告が不要な方を含め、2023 年中の所得を申告されていない方は、所得をお住まいの区の区役所保険年金業務担当へ申告してください。（20頁に所得申告書があります。）

保険料の滞納が続いた場合

【特別療養費適用通知の交付】

災害等の特別な事情がなく保険料の滞納が続くと特別療養費適用通知を交付することになります。

特別療養費が適用になると、医療機関で受診された場合は、医療費の全額を一旦支

払ってから、お住まいの区の区役所保険年金業務担当で特別療養費の申請を行い、保険給付相当分の払い戻しを受けていただくことになります。

※ただし、保険料の滞納状況によっては、保険給付相当分を、滞納となっている保険料に充当することがあります。

《特別療養費を適用する措置が除外される世帯及び対象者》

- ・ 災害などの政令で定める「特別の事情」に該当する世帯
- ・ 厚生労働省令で定める公費負担医療を受けている方
- ・ 高校生世代以下の子ども

【財産の差押え】

保険料の滞納が続くと、財産調査のうえ預貯金・給与などを差押えることがあります。

◇ 保険料のお支払いが困難になった場合は、お早めにお住まいの区の区役所保険年金業務担当へご相談ください。

特定健診

大阪市国民健康保険の被保険者を対象に、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防や、その重症化を予防するための「特定健診」を実施しています。

【対象となる方】

大阪市国民健康保険の被保険者のうち、40～74歳の方（翌年の3月31日までに40歳になる方を含む。）

対象となる方には、受診券を送付します（年1回）。受診券がお手元に届いていない場合や紛失された場合、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

【受診できる場所】

大阪府内の取扱医療機関、各区の保健福祉センターや小学校等で実施する集団健診会場で受診できます。受診できる取扱医療機関や集団健診の実施日等については、大阪市のホームページまたは、お住まいの区の区役所保健業務担当にお問い合わせください。

【健診の内容】

● 基本的な健診（無料）

問診、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定、診察

血液検査：脂質（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロールまた

Non-HDL コレステロール)

肝機能 (AST (GOT)・ALT (GPT)・ γ -GT (γ -GTP))

血糖 (血糖・HbA1c)

腎機能 (血清クレアチニン (eGFR 含む)・血清尿酸)

尿検査 : 蛋白・糖

● 詳細な健診 (無料)

貧血検査

◇ 貧血の既往歴のある場合、または視診等により医師が必要と判断した場合に実施します。

心電図検査、眼底検査

◇ 当該年度の健診結果等が基準に該当し、医師が必要と判断した場合に実施します。

特定保健指導

特定健診の結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方には、専門家 (医師・保健師・管理栄養士など) が生活習慣病の予防のために、食事や運動に関する情報を提供するなどの特定保健指導を行います。該当された方には、特定保健指導利用券を送付しますので、ぜひ、ご利用下さい。料金は無料です。

日本で公的な医療保険に加入されている方へ

（国民健康保険に限りません。）

医療費の助成制度

次のような医療費の助成制度があります。

くわしくは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当へお問い合わせください。

【重度障がい者医療費助成制度】

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※１）を控除した額の医療費の助成を受けることができます。（ただし、所得による制限があります。）

また、①②③のいずれかに該当し、公的医療保険から標準負担額の減額認定を受けることができる市民税非課税世帯の方は、入院時食事代にかかる自己負担（減額後の標準負担額）の助成を受けることができます。

- ① 身体障がい者手帳をお持ちの障がい程度１級・２級の方
- ② 重度の知的障がい者（児）の方
- ③ 身体障がい者手帳をお持ちの方で、中度の知的障がい者（児）の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの障がい程度１級の方
- ⑤ 難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金１級９号相当の方または特別児童扶養手当１級９号相当の児童

【ひとり親家庭医療費助成制度】

１８歳に達した日以後における最初の３月３１日までの児童とその児童を監護する母もしくは父、または父母以外の養育者は、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※２）を控除した額の医療費及び入院時食事代にかかる自己負担（標準負担額）の助成を受けることができます。（ただし、所得による制限があります。）

【こども医療費助成制度】

0歳から18歳に達した日以後における最初の3月31日までのこどもは、医療保険適用後の自己負担から一部自己負担額（※2）を控除した額の医療費の助成を受けることができます。

※「入院時食事代」の助成対象者については【重度障がい者医療費助成制度】と同じです。

※1 一部自己負担額について

重度障がい者医療費助成制度

一部自己負担額とは、医療機関などで診療などを受けたときに、1医療機関ごとに入院・通院それぞれ1日につき最大500円（★1）（★2）をご負担いただくものです。

同じ月に医療機関などの窓口で支払った金額の合計が、一部自己負担額の負担上限額（3,000円）を超える場合は、申請により払い戻しできる場合があります。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、最初の払い戻し申請の際に同意いただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額（3,000円）超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。

ただし、大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、医療機関などからのレセプト（診療報酬）が診療月の翌月10日までに提出されなかったときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

（★1）医療機関が異なる場合、また同じ医療機関でも「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外の診療科」ではそれぞれ別計算となります。

（★2）院外処方箋で薬局を利用した場合の一部自己負担額は1日あたり最大500円です。処方された日数分×最大500円ではありません。

※2 一部自己負担額について

ひとり親家庭医療費助成制度

こども医療費助成制度

一部自己負担額とは、医療機関などで診療などを受けたときに、1 医療機関ごとに入院・通院それぞれ1 日につき最大500 円（同じ医療機関であれば3 日目以降負担なし）（★1）ご負担いただくものです。ただし、薬代のご負担はありません。

同じ月に医療機関などの窓口で支払った金額の合計が一部自己負担額の負担上限額（2, 500 円）を超える場合は、申請により払い戻しできる場合があります。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、最初の払い戻し申請の際に同意いただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額（2, 500 円）超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。

ただし、大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、医療機関などからのレセプト（診療報酬）が診療月の翌月 10 日までに提出されなかったときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

（★1）医療機関が異なる場合、また同じ医療機関でも「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外の診療科」ではそれぞれ別計算となります。

国民健康保険料等のための所得申告書

(あて先) 大阪市長

2023 年中 (1 月～12 月) の日本国内で発生した収入の状況

収入金額 (A) _____ 円

収入の種類 営業、給与、その他 ()

必要経費 (B) _____ 円

所得金額 (A-B) _____ 円

〔記入上の注意〕

- 1 収入の種類は、該当するものを○で囲んでください。
その他の場合は、その種類を書いてください。(例) 株式等の譲渡収入 など
- 2 必要経費とは、収入をあげるために必要な経費 (商品の原価、従業員の雇用経費、地代、家賃など) です。

年 月 日

被保険者証の番号

氏 名

住 所

電 話 — —

国民健康保険料等のための所得申告書

(あて先) 大阪市長

2022 年中 (1 月～12 月) の日本国内で発生した収入の状況

収入金額 (A) _____ 円

収入の種類 営業、給与、その他 ()

必要経費 (B) _____ 円

所得金額 (A-B) _____ 円

〔記入上の注意〕

- 1 収入の種類は、該当するものを○で囲んでください。
その他の場合は、その種類を書いてください。(例) 株式等の譲渡収入 など
- 2 必要経費とは、収入をあげるために必要な経費 (商品の原価、従業員の雇用
経費、地代、家賃など) です。

年 月 日

被保険者証の番号

氏 名

住 所

電 話 — —

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること